

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、全国労災病院労働組合香川支部から争議行為を行う旨平成29年10月24日次のとおり通知があった。

平成29年11月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 事件

下記「争議行為の目的」の獲得を目的とし、全国労災病院労働組合香川支部と、その相手方である独立行政法人労働者健康安全機構香川労災病院との間の争議

2 日時

平成29年11月20日午前0時から本問題の解決に至るまでの期間

3 場所

丸亀市城東町3-3-1

独立行政法人労働者健康安全機構香川労災病院において、組合員の従事する職場の全部又は一部

4 争議行為の概要

下記「争議行為の目的」の獲得のため、あらゆる形の争議行為を行う。

ただし、入院患者及び救急患者の保安のための要員は除外する。

記

「争議行為の目的」

- (1) 東3病棟から6病棟までの看護師夜勤体制を中勤4人、夜勤4人体制にすること
- (2) 西4病棟及び5病棟の看護師夜勤体制を中勤4人、夜勤4人体制にすること
- (3) 西3病棟の看護師夜勤体制を中勤4人体制にすること
- (4) 西6病棟の看護師夜勤体制を夜勤4人体制にすること
- (5) HCUの看護師夜勤体制を中勤3人、夜勤3人体制にすること
- (6) 正規職員の退職補充は正規職員で行うこと
- (7) 臨床検査技師を増員すること
- (8) 診療放射線技師を増員すること
- (9) 嘱託理学療法士を正規採用すること
- (10) 心理判定員の退職補充は正規職員で行うこと
- (11) 看護助手を正規職員にすること
- (12) 外来患者様の待ち時間を改善すること